

第 17 回福津市農業委員会総会議事録

開催日時：令和 7 年 5 月 7 日 午後 2 時 50 分から
 開催場所：福津市役所 別館 1F 大ホール
 出席者：農業委員 11 名、推進委員 10 名、事務局 2 名
 欠席者：無
 議事録署名委員：農業委員 2 名

発言者	内容
局長	只今から第 17 回福津市農業委員会総会を開会いたします。 本日の総会は、農業委員全員出席です。 よって、福津市農業委員会会議規程第 10 条の定数に達しておりますので、本会議は成立しております事をご報告申し上げます。では、会長ご挨拶をお願いいたします。
会長	〈会長挨拶〉
局長	続きまして、会議規程第 8 条の規定により、会長へ本総会における議長の就任をお願いしたいと思います。
議長	それでは、会議規程第 44 条による本日の議事録署名委員は、8 番、9 番の委員をお願いいたします。本日の議案は先に配布しておりました、日程第 1 議案第 126 号から日程第 6 議案第 131 号の審議をお願いいたします。なお、発言につきましては挙手の後、自己の番号と氏名を告げをお願いいたします。また採決は、農業委員のみとなります。 それでは日程第 1 議案第 126 号農地法第 3 条の規定による許可申請の番号 1 について、事務局の提案をお願いします。
事務局	〈議案朗読〉
担当委員	こちらは譲受人の祖母がなくなったことによる、現在家屋・土地の整理に伴う、所有権移転でございます。今回の譲渡人が義理の叔母様となっており、親族間での名義変更となっております。
議長	この件について、ご質問や意見などはありませんか。 質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手を

事務局 担当委員	お願いいたします。全員賛成で許可といたします。 次に番号 2 について、事務局の提案をお願いします。 〈議案朗読〉
議長	譲渡人は数年前より農業をしていない状況です。譲渡人の畑にはビニールハウスを建てており、譲受人がビニールハウスを購入したいとの意向から所有権移転と至っております。また、譲渡人と譲受人は親戚関係にあります。 この件について、ご質問や意見などはありませんか。 質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員賛成で許可といたします。 それでは番号 3 について、事務局の提案をお願いします。
事務局 担当委員	〈議案朗読〉 譲渡人は父、譲受人は息子でございます。息子への相続という形での所有権移転となっております。農地のまま維持し、耕作するとのことです。
議長	この件について、ご質問や意見などはありませんか。 質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員賛成で許可といたします。 次に、番号 4 について事務局の提案をお願いします。
事務局 担当委員	〈議案朗読〉 譲渡人は現在農業をしていない状況です。譲受人は去年オリーブ等の果樹栽培を行うため、他農地の 3 条申請を行っており、今回の申請地はその北側に位置する農地となっております。作物については引き続き、栽培していくとのことです。
議長	この件について、ご質問や意見などはありませんか。 質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員賛成で許可といたします。 それでは、番号 5 について事務局の提案をお願いします。
事務局 担当委員	〈議案朗読〉 譲渡人は現在福津市に住んでおらず、今までは年に数回帰ってきていたとのことです。が、中々帰ってくることが難しくなってしまう、福津市にある実家の売却とともに田んぼも所有権移転したいとのことでの申し出です。田んぼは畑のような状態になっており、譲受人は津屋崎地区で野菜等の栽培もおこなっていることもあり、申請地にて引き続き

議長	栽培を行うとのことですよ。 この件について、ご質問や意見などはありませんか。 質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員賛成で許可といたします。 次に番号 6 について、事務局の提案をお願いします。
事務局 担当委員	<議案朗読> 父親が亡くなられ、息子が相続した農地を母親に贈与したいとの意向による申請になります。
議長	この件について、ご質問や意見などはありませんか。 質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員賛成で許可といたします。 次に、日程第 2 議案第 127 号農地法第 5 条の規定による許可申請の番号 1 について、事務局の提案をお願いします。
事務局 担当委員	<議案朗読> 施工の内容としまして、2メートルほどのブロック塀、また1メートルほどの目隠しのシートを張るという内容です。前に側溝があるため、雨水はそこに流す形でございます。歩道にも面しているため、十分に気を付けていただきたいと思いますようお願いをしており、近隣住民の方との関係性も構築していただけるとの返答もいただいております。空調機器の保管ということで、落下等の心配がないように気を付けていただきます。
議長	この件について、ご質問や意見などはありませんか。 質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員賛成で許可相当といたします。 次に番号 2 について、事務局の提案をお願いします。
事務局 担当委員	<議案朗読> 譲渡人は現在農業を行っておりません。譲受人は造園業を行っており、重機や資材置場として申請地を利用することです。農地が隣接しているため、砂利などが流出しないようにと譲受人には説明しております。その件については、誓約書を記入していただき、承諾をいただいております。
議長	この件について、ご質問や意見などはありませんか。 質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手を

事務局 議長	お願いいたします。全員賛成で許可相当といたします。 続きまして、日程第 3 議案第 128 号農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出報告について、事務局の説明をお願いします。 <議案朗読> 農地法第 5 条の届出です。ご確認をお願いします。
事務局 議長	続きまして、日程第 4 議案第 129 号転用許可不要の届出報告について、事務局の説明をお願いします。 <議案朗読> 転用許可不要の届出です。ご確認をお願いします。
事務局 議長	続きまして、日程第 5 議案第 130 号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明をお願いします。 <議案朗読> 合意解約の報告です。ご確認をお願いします。
事務局 議長	続きまして、日程第 6 議案第 131 号福津市農用地利用集積化計画の策定について、事務局から説明をお願いします。 <議案朗読> 農用地利用集積化計画の策定です。
局長	この件について、ご質問や意見などはありませんか。 基盤強化法に基づき農業委員会の同意が必要です。質問が無いようですので、採決に移ります。この件について同意される方は挙手をお願いいたします。全員同意ということで担当課へは、特に意見無しと回答します。 以上で議案の審議はすべて終わりました。
	6月の総会は6月 5 日に行います。 以上を持ちまして第 17 回福津市農業委員会総会を閉会します。 上記の議事録に相違ないことを確認いたしました。 福津市農業委員会 会長